

役場では主に次の手続が必要になります。

- ◇来庁する方の本人確認書類、認印（スタンプ印不可）をお持ちください。
- ◇詳しいことは、ご遠慮なく担当課へお問い合わせください。
- ◇役場で必要となる各種手続を窓口を移動することなく1か所で手続を受付ける「**おくやみに関する窓口**」をご利用ください。

※事前にご予約いただきますと、手続の時間が短縮になります。

内容によっては、一度で手続が終わらない場合や担当課窓口へご案内する場合があります。

「おくやみに関する窓口」

静内庁舎：保健福祉部 生活環境課 住民グループ ☎0146-49-0290

三石庁舎：地域振興部 地域振興課 住民窓口グループ ☎0146-33-2112

おくやみに関する手続一覧

生活環境課（保険・年金）

電話：0146-49-0291

三石庁舎 地域振興課

電話：0146-33-2112

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
1	国民健康保険に加入している	葬祭費の支給申請、 被保険者証等の返還	被保険者証、喪主の通帳		<input type="checkbox"/>
2	後期高齢者医療に加入している	葬祭費の支給申請、 被保険者証等の返還	被保険者証、喪主の通帳、印鑑		<input type="checkbox"/>
3	年金を受給している	死亡届・未支給年金請求の届出	年金証書・死亡診断書等の写し 請求者の戸籍謄本・世帯全員の住民票 (請求者のマイナンバー記入で省略可) ・通帳・生計同一申立書・マイナンバーカード(通知書)		<input type="checkbox"/>
4	国民年金に加入している	死亡一時金の請求 (国民年金第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上の方が年金を受けることなく亡くなった場合)	年金手帳・亡くなった方の死亡日が確認できる戸籍等の抄本、 請求者の戸籍謄本・世帯全員の住民票 (請求者のマイナンバー記入で省略可) ・通帳・生計同一申立書・マイナンバーカード(通知書)		<input type="checkbox"/>

日高中部広域連合（介護保険）

電話：0146-42-5103

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
5	介護保険証をもっている	被保険者証の返納	被保険者証		<input type="checkbox"/>

おくやみに関する手続一覧

生活環境課（住民）
三石庁舎 地域振興課

電話：0146-49-0290

電話：0146-33-2112

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
6	印鑑登録証をもっている	印鑑登録証の返納	印鑑登録証		<input type="checkbox"/>
7	住民基本台帳カードをもっている	住民基本台帳カードの返納	住民基本台帳カード		<input type="checkbox"/>
8	通知カードまたはマイナンバーカードをもっている	返納の必要はありません。	各種手続きに必要な場合がありますので、当分の間保管願います。		<input type="checkbox"/>

福祉課（福祉医療・生活保護）
三石庁舎 地域振興課

電話：0146-49-0286

電話：0146-33-2112

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
9	重度心身障がい者医療費受給者証をもっている	喪失届の提出、受給者証の返還	受給者証		<input type="checkbox"/>
10	ひとり親家庭等医療費受給者証をもっている	喪失届の提出、受給者証の返還	受給者証		<input type="checkbox"/>
11	子ども医療費受給者証をもっている	喪失届の提出、受給者証の返還	受給者証		<input type="checkbox"/>
12	生活保護を受給している	世帯の異動等申告書等の提出	印鑑、死亡診断書の写し		<input type="checkbox"/>

税務課（税）
三石庁舎 地域振興課

電話：0146-49-0283

電話：0146-33-2112

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
13	固定資産をもっている	未登記家屋所有者変更 または納税義務者変更の届出	印鑑、身分証明		<input type="checkbox"/>
14	軽自動車をもっている	所有者変更の申請	身分証明		<input type="checkbox"/>

おくやみに関する手続一覧

農政課（農産・畜産・農業施設）

（静内庁舎）電話：0146-49-0299

（三石庁舎）電話：0146-33-2113

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
15	土地改良区組合員	組合員資格得喪手続き	申請者（新資格者）の印鑑 （口座振替する場合は、口座番号が確認できるもの・口座届出印）		<input type="checkbox"/>
16	経営所得安定対策等交付金を申請している（転作申請者）	申請者の変更手続き	入金先口座通帳の写し 戸籍謄本（被相続人）		<input type="checkbox"/>
17	家畜自衛防疫組合の予防注射を受けている	予防注射料金の口座引落とし 変更手続き （口座引落とし者のみ）	（口座振替する場合は、口座番号が確認できるもの・口座届出印）		<input type="checkbox"/>
18	個人契約者	変更契約	戸籍謄本 履歴事項全部証明書（賃貸借の場合） 印鑑（認印）		<input type="checkbox"/>

水産林務課（山林・鳥獣）

（静内庁舎）電話：0146-49-0301

（三石庁舎）電話：0146-33-2114

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
19	山林を所有している	森林の土地の所有者届出 （土地所有者変更）	印鑑、土地の登記事項証明書の写し、 土地の位置を示す図面 法務局で土地の所有権移転登記の完了後、「森林法第10条の7の2第1項の規定による届」 水産林務課で手続きをして下さい。		<input type="checkbox"/>
20	鳥獣の飼養登録をしている	鳥獣飼養登録に係る狩猟免許者等死亡等届出	鳥獣飼養登録票、狩猟免許者等死亡等届出書 ※戸籍法第87条の規定による届け出義務者は、死亡後2週間以内に届出て下さい。		<input type="checkbox"/>

議会事務局（議員年金）

電話：0146-49-0313

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
21	議員年金を受給している	支払未済給付請求申請、 遺族年金決定請求	印鑑、通帳、年金証書（A4判）、 戸籍謄本（死亡確認できない場合、除籍抄本も必要。支払未済及び遺族年金を受ける方の名前も記載されていること。）	※遺族年金の対象である配偶者がいる場合	<input type="checkbox"/>
22		受給権消滅申請、 支払未済給付請求申請	印鑑、通帳、年金証書（A4判）、 戸籍謄本（死亡確認できない場合、除籍抄本も必要。支払未済を受ける方と年金受給者のつながりも確認できること。）	※遺族年金の対象である配偶者がいない場合	<input type="checkbox"/>
23	議員遺族年金を受給している	受給権消滅申請、 支払未済給付請求申請	印鑑、通帳、年金証書（A4判）、 戸籍謄本（死亡確認できない場合、除籍抄本も必要。支払未済を受ける方と年金受給者のつながりも確認できること。）		<input type="checkbox"/>

おくやみに関する手続一覧

福祉課（児童手当）
三石庁舎 地域振興課

電話：0146-49-0288
電話：0146-33-2112

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
24	児童手当受給者	受給資格消滅手続、未支払分手当請求手続、新受給者認定請求手続、児童扶養手当認定請求手続	手当対象児童名義の通帳、変更後の受給者の健康保険証（生活保護受給者、国保加入者は不要）、変更後の受給者の本人確認書類、変更後の受給者名義の通帳、申請者及び対象児童の個人番号がわかるもの		<input type="checkbox"/>
25	児童扶養手当受給者	受給者死亡手続、未支払分手当請求手続、新受給者認定請求手続	手当対象児童名義の通帳、変更後の受給者の健康保険証（生活保護受給者、国保加入者は不要）、変更後の受給者の本人確認書類、変更後の受給者名義の通帳、亡くなられた受給者の児童扶養手当証書		<input type="checkbox"/>
26	児童手当対象児童	受給資格消滅手続（対象児童が他にいる場合は、減額改定手続）			<input type="checkbox"/>
27	児童扶養手当対象児童	受給資格喪失手続（対象児童が他にいる場合は、減額改定手続）	戸籍謄本（内容更新後のもの）		<input type="checkbox"/>

教育委員会管理課
（奨学金・就学援助・通学定期券）

電話：0146-49-0088

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
28	奨学金を受給している	受給停止の手続	奨学生異動届		<input type="checkbox"/>
29	就学援助費を受給している	児童生徒死亡の場合：受給停止の手続き	就学援助費変更申請書		<input type="checkbox"/>
30		振込先口座名義人死亡の場合：口座名義変更の手続き	就学援助費変更申請書、変更後の通帳の写し		<input type="checkbox"/>
31	特別支援教育就学奨励費を受給している	児童生徒死亡の場合：受給停止の手続き	特別支援教育就学奨励費変更申請書		<input type="checkbox"/>
32		振込先口座名義人死亡の場合：口座名義変更の手続き	特別支援教育就学奨励費変更申請書 変更後の通帳の写し		<input type="checkbox"/>
33	高校通学定期券の給付を受けている	通学定期券の返還	通学定期券		<input type="checkbox"/>

おくやみに関する手続一覧

健康推進課（障がい）
三石庁舎 地域振興課

電話：0146-49-0287
電話：0146-33-2112

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
34	障害者手帳・療育手帳をもっている	手帳の返還手続き	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳		<input type="checkbox"/>
35	特別障害者手当等を受給している	喪失の手続き			<input type="checkbox"/>
36	障害児福祉手当を受給している	喪失の手続き			<input type="checkbox"/>
37	特別児童扶養手当を受給している	喪失の手続き	手当の証書		<input type="checkbox"/>
38	福祉サービス受給証をもっている	返還	福祉サービス受給証		<input type="checkbox"/>

健康推進課（高齢者）

電話：0146-43-1111

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
39	緊急通報装置を借りている	緊急通報装置返還届 撤去日打合せ	緊急通報装置返還届		<input type="checkbox"/>

契約管財課（契約）

電話：0146-49-0276

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
40	町と土地・建物の賃貸借契約をしている	契約者・許可者等の継承手続	※事前に電話でお問合せください。		<input type="checkbox"/>

建設課（道路・河川）

電話：0146-49-0326

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
41	道路及び河川敷地の占有者	占有者の変更	地位承継届等（口座振替する場合は、口座番号が確認できるもの・口座届出印）		<input type="checkbox"/>

おくやみに関する手続一覧

建設課（公営住宅）
三石庁舎 地域振興課

電話：0146-49-0328
電話：0146-33-2112

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
42	公営住宅に入居している方 ※亡くなった方が住宅入居者 (名義人)で単身の場合	住宅退去の手続き	退去届、権利義務継承届、駐車場返還届		<input type="checkbox"/>
43	公営住宅に入居している方 ※亡くなった方が住宅入居者 (名義人)で同居者がいる場合 (引き続き住む場合)	入居承継の手続き	入居承継承認申請書、請書一式、同居者 異動届、意見申出書、亡くなった方の住 民票・戸籍謄本（コピー可）・死亡届の 写し等亡くなったことが確認できる書 類。（口座振替する場合は、口座番号が 確認できるもの・口座届出印）		<input type="checkbox"/>
44	公営住宅に入居している方 ※亡くなった方が住宅入居者 (名義人)で同居者がいる場合 (引き続き住まない場合)	住宅退去の手続き	退去届、権利義務継承届、駐車場返還届		<input type="checkbox"/>
45	公営住宅に入居している方 ※亡くなった方が住宅同居者 だった場合	同居者異動の手続き	同居者異動届、意見申出書、亡くなった 方の住民票・戸籍謄本（コピー可）・死 亡届の写し等亡くなったことが確認で きる書類		<input type="checkbox"/>

上下水道課（上下水道）
三石庁舎 地域振興課

電話：0146-49-0296
電話：0146-33-2112

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
46	上下水道を使用している	上下水道料金の支払いと名 義変更 下水道受益者負担金又は分 担金の支払いと名義変更	上下水道料金納入通知書又は検針のお知 らせ票、下水道受益者負担金又は分担金 納入通知書、身分証明書等 （口座振替する場合は、口座番号が確認 できるもの・口座届出印）		<input type="checkbox"/>

農業委員会関係（農業者年金）

（静内庁舎）電話：0146-49-0309

（三石庁舎）電話：0146-33-2115

手続No.	亡くなられた方の情報	手続き内容	必要書類等	備考	手続済
47	農業者年金を受給している	農業者年金死亡届 未支給年金等の請求	農業者年金証書、死亡日が確認できる証 明書（戸籍等）・請求者と死亡者の続柄 が確認できる戸籍謄本等・同一生計証 明・請求者の通帳・印鑑 ※請求者は順位等の要件があります。		<input type="checkbox"/>